

**令和4年（2022年）10月1日から、
75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、
医療費の窓口負担割合が2割になります。**

- ◆ ご自身の窓口負担割合が「2割」となるかについては、**令和4年9月頃に後期高齢者医療広域連合または市区町村から「令和4年10月1日以降の負担割合」が記載された被保険者証**を交付しますので、そちらをご確認ください。
- ◆ 被保険者証を提示するときは「有効期限」を必ず確認し、**10月以降は、新たに交付される被保険者証をお使いください。**

**窓口負担割合が2割となる方には
負担を抑える配慮措置があります**

- ◆ 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、
2割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う**1か月の負担増加額を3,000円までに抑えます。**
- ◆ 払い戻しのために口座を登録していただく必要がある場合※
には、後期高齢者医療広域連合または市区町村から**申請書を郵送します。**

※ 既に高額療養費の払い戻しについて口座が登録されている方には、申請書は郵送されません。

**今回の見直しは、現役世代の負担を抑え、
国民皆保険を未来につないでいくためのものです。**

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。

今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)にお問い合わせください。
※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）

窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

- **令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は**、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。
- 同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払う必要はありません。そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻します。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日自動的に払い戻します。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合 1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合 2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (② - ①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③ - ④)	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には 各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を**郵送**します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。*

* 今回登録されない場合には、払い戻しが生じた際に、申請のための書類を改めてお届けします。

ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは **絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188(いやや!))にお問い合わせください。

書類は必ず
郵送で
お届けします

